三　重　県

○監査委員選任
　中森博文委員及び北川裕之委員は、四月二十日任期満了し、欠員であったところ、五月十二日九日次の者が選任された。
　同　監査委員　笹山本　健勝　井　司

山　口　県

○議長選挙
　であった島田明議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十日次の者が選挙された。
　○副議長選挙　柳居　俊学
　欠員であった柳居俊学副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十日次の者が選挙された。
　○副議長　新谷　和彦
　○監査委員選任
　伊藤博秀委員及び秋野哲範委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月十三日次の者が選任された。
　同　監査委員　岡村　塩満　精二　久雄

皇室事項

信任状捧呈式

　イタス・エステヴェス・ドス・サントス・デ・フレイキン・エステヴェス・ドス・サントス駐ポルトガル国特命全権大使ジョゼ・ジョアン新任本邦駐在ベルギー国特命全権大使リュック・リーバウトの信任状捧呈式を行われた。
　五月二十五日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ベルギー国特命全権大使リュック・リーバウトの信任状捧呈式を行われた。
　五月二十五日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在ベルギー国特命全権大使リュック・リーバウトの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

　五月二十四日午後六時三十五分、宮中において、特命全権大使二階尚人の認証官任命式が行われた。

行幸啓

　天皇皇后両陛下は、五月二十五日午前十時二十分御出門、こどもの日にちなみ、特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション子育てひろば「あい・ぽーと」(港区)へ行幸啓、同子育てひろば「あい・ぽーと」(港区)へ行幸啓、十一時五十分還幸啓になった。

御祝電

　天皇陛下は、五月二十六日グルジア国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

　労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、オランダ航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年５月30日以降、同組合の組合員が従事するＫＬＭオランダ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

　平成 23 年５月 27 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

　今般、兵庫労働局の関係事業主を代表する者柴田幹彦の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

　平成 23 年５月 27 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
３　推薦締切日　平成23年６月17日
４　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

　労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
　２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ムーンライトキャピタル株式会社
２．本店所在地　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第466号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成23年５月20日
６．行政処分の内容　平成23年５月20日から同年６月17日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務の停止（既往の契約の履行・結了に伴う業務その他金融庁が個別に認めたものを除く。）。

　平成 23 年５月 27 日

金融庁長官　三國谷勝範

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

　保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成23年６月25日までに近畿財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21559002868②竹下　由香③竹下　由香④兵庫県尼崎市長洲東通１－３－17
①21558006043②岡田　浩之③岡田　浩之④大阪府東大阪市新家西町４－16
①21758007966②有限会社ドリームカンパニー③大庭　忠始④大阪府寝屋川市仁和寺本町３－５－26
①20958006743②藺牟田安行③藺牟田安行④大阪府松原市天美西４－330－２
①20959004667②松岡　弘哲③松岡　弘哲④兵庫県神戸市長田区西代通４－３－７
①21458003166②高田　栄美③高田　栄美④大阪府東大阪市花園東町２－５－29ビレッジヒコリー106号
①20450001064②椋本　浩二③椋本　浩二④滋賀県東近江市蛇溝町長谷野1343－２
①23957001592②有限会社レッツ③井上　隆司④京都府京都市上京区今出川通室町東入今出川町333第２高橋ビル５階
①23958006107②株式会社ユーラムツアー③高橋　徹④大阪府大阪市北区天神橋１－15－４
①23958007506②西井　高二③西井　高二④大阪府大阪市淀川区東三国６－22－２
①23958008320②有限会社ハーバーハウジング③平坂　彰宏④大阪府大阪市阿倍野区阪南町５－17－４
①26758000011②株式会社佳住③野田　和宏④大阪府大阪市旭区高殿４－21－15
①26658000422②株式会社アイ・ダブリュー・エイツアーコーポレーション③宮崎　正一④大阪府大阪市中央区南船場１－３－27塩町七福ビル

　平成 23 年５月 27 日

近畿財務局長　山崎　穣一